

平成21年度 財政援助団体監査結果(所見)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
 2 監査対象 社会福祉法人 アパティア福祉会
 福祉部 児童福祉課(財政援助に関する事務の所管課)
 3 監査実施期間 平成22年1月26日
 4 監査結果報告 平成22年3月31日

監査の結果(所見)

措置(具体的内容)・対応状況

【社会福祉法人 アパティア福祉会】

<p>(1)入所者の家庭復帰について 入所者の家庭復帰にあたっては、退所前に保護者や家庭環境の慎重なアセスメントが行われており、家庭復帰後も家庭支援専門相談員などによるアフターケアが行われている。しかし、それでも再入所となるケースもあることから、以後の対応に役立てられるよう再入所ケースの件数や経過等の把握について検討すること。【検討事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成22年9月30日 施設再入所については児童相談所が判断するため、心配な状況があれば児童相談所に連絡する。 施設のアフターフォローについては、「エスペランス四日市再入所ケース」の要約記録を残してより丁寧に状況把握に努める。 家庭復帰後も定期的な電話による状況確認や必要に応じて家庭訪問を行う。定期的に施設行事に元入所者を招待し、成長や家庭関係を確認する。</p>
<p>(2)決算報告について 決算の内容、特に補助金の活用内容が市民にも理解しやすい計画や決算のフォーム作りを工夫すること。加えて、区分間繰入の考え方・計算基礎を明確に説明できる決算報告を工夫すること。【検討事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成22年9月30日 補助金の活用内容の明確化については、補助金収入に対する支出が明確にわかるような歳入歳出決算書を追加で作成する。 経理区分間繰入収入・支出については「社会福祉法人会計基準」および「社会福祉施設における運営費(措置費)の取り扱いについて」により処理を行っている。社会福祉法人内の施設ごとに収支決算書を作成しているが、法人本部で統括する経費については各施設会計から応分の負担を求めている。そのことを決算書の脚注で明記していきたい。</p>

【福祉部 児童福祉課】

<p>(1)補助事業等実績報告書の添付書類について 補助事業等実績報告書にエスペランス四日市の施設全体の決算書が添付されているが、交付した補助金と償還金や人件費などの補助対象経費の支出との関連が確認しにくい状態である。交付した補助金と補助対象経費の支出明細を対応させたチェックしやすい様式・内容の書類を添付させることを検討すること。【検討事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成22年9月30日 補助金収入に対する支出がわかるような歳入歳出決算書を追加で作成し添付してもらう。施設全体の運営費ではなく建設費償還や専門的職員等配置に要する経費の明細が分かるような収支決算書を添付するよう実績報告書の様式を改める。</p>
<p>(2)入所者の住所地自治体からの負担について 市は専門的職員等の配置により入所者の処遇の維持向上に要する経費について補助しているが、エスペランス四日市には四日市市以外の住所地からの入所者も相当数在籍している。施設運営経費等の負担の公平性の観点から、また、入所者へのよりよいサービスの提供につなげる意味からも、適切な機会をとらえて、これらの入所者の住所地市町に対して利用延日数に応じた負担金又は相応の支援等について働きかけるよう要望する。【努力要望事項】</p>	<p>【 検討中 】 平成22年9月30日 入所については児童相談所の措置によるものであり、入所者の措置費については国及び県より費用が支弁されており、相互に他市の施設に入所していることもあり、負担金などについて働きかけることは難しい状況である。三重県児童福祉担当課長会議で議題に上げていきたい。</p>